

加古川市週休2日制度を活用する工事に係る事務取扱要領（土木工事）

1 目的

この要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の趣旨に基づき、建設業の労働環境を改善し、担い手の確保を図るための取組みとして、工事現場における週休2日の確保に取り組む工事を実施するために必要な事項を定める。

2 対象工事

原則として、加古川市契約検査課が発注する予定価格200万円を超える土木工事を対象とする。

<対象外工事>

- ①単価契約による工事、点検・清掃・除草等の作業、災害に伴う緊急工事及び応急工事。
- ②「公共建築工事積算基準」を用いる建築工事、設備工事。
- ③現地作業が1週間に満たない工事

※災害復旧工事や終日通行規制工事などで、特に早期復旧、早期開通を必要とする工事は、本制度の対象から外することができる。

3 実施方法

- ・入札段階（入札公告、特記仕様書）で、週休2日制度の対象であることを明記する。（別紙1参照）
- ・受注者は契約後、現場稼働中の工期〔工事着手（現場測量等）前、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、一時中止期間、工場製作期間、工事完了後等の期間を除く〕の全ての土曜・日曜を現場閉所（以下「現場閉所」という。）する、週休2日を反映した施工計画書を提出する。但し、現場の特性により現場閉所が困難な場合は、可能な範囲で現場閉所を考慮した施工計画書を提出する。
- ・発注者は適切な工期設定を行うとともに、受注者の工程管理に支障をきたさないように、ワンデーレスポンスに努める。
- ・受注者は下請け企業に対し、週休2日の取組みにあたり、必要な事項について協力を求める。

4 工事成績評価

現場閉所の達成状況に応じて評価する。（審査項目別運用表：総括評価員の工程管理欄にて評価）

《現場閉所の達成状況》

現場閉所日数（平日振替日※を含む）を現場稼働中の土曜・日曜の全日数で除し、少数点以下を四捨五入する。

※悪天候や作業工程等の理由により、平日が現場閉所となり、土曜や日曜に作業を行った場合は、1ヶ月あたり2日を上限として、土曜・日曜の現場閉所日を平日に振り替えることを可能とする。

5 労務費等の補正

当初予定価格に4週8休以上を達成した場合の補正係数を諸経費体系別に乗じるものとする。

なお、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たないものは、請負代金額のうち補正分を減額変更する。経費等の補正については、兵庫県が別に定める「週休2日制（土日現場閉所及び交替制（月単位））の経費補正における積算要領」を準用し、費用の計上を行うものとする。

（積算基準の運用（積算参考資料Ⅰ）参照）

※要領は適宜改定されるため、適用にあたっては、常に最新のものを参照すること

6 確認方法等

- ・ 工事現場の現場閉所は受注者から提出のある工事履行報告書により確認する。（別紙2参照）
- ・ 土曜や日曜に現場作業をしていなければ、現場閉所としてカウントする。
- ・ 悪天候や作業工程等の理由により、平日が現場閉所となり、土曜や日曜に作業を行った場合は、1ヶ月あたり2日を上限として、土曜や日曜の現場閉所日を平日に振り替えることを可能とする。
- ・ 受注者の作業員や下請け企業が現場閉所日に他の現場に従事することを制限しない。（日給の作業員の月収が減少する問題があるため。）
- ・ 現場代理人等（監理技術者、主任技術者、監理技術者補佐）が現場閉所日に書類作成等の内業、他の現場に従事することを制限しない。但し、専任の者である場合、他の現場に従事しないこと。

7 工事看板

週休2日制度対象工事の受注者は、週休2日制度対象工事であることを、工事看板に明記すること。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和6年10月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から適用する。

（１）入札公告における記載例

本工事は、原則週休２日（土曜・日曜）を確実に取得できるよう工事を実施する「週休２日制度」の対象工事である。

（２）特記仕様書の記載例

第〇条 本工事は、原則週休２日（土曜・日曜）を確実に取得できるよう工事を実施する「週休２日制度」の対象工事であり、その旨を工事看板に明記すること。（受注者は契約後、施工計画書を提出する。）建設業へ入職しやすい環境整備のため、週休２日が確実に確保できるよう受発注者間で工程を調整し、施工計画を作成するなどの取り組みを行う。

- ２ 天候や地域住民対応等で土曜・日曜の施工が必要となった場合は、監督員と協議のうえ、振替休日を取得する等、週休２日に努めること。（但し、工事成績評価の加点等については、土曜・日曜の現場閉所に限定して評価するが、１ヶ月あたり２日を上限として、土曜・日曜の現場閉所日を平日に振り替えることを可能とする。）
- ３ 現場稼働中の工期〔工事着手（現場測量等）前、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、一時中止期間、工場製作期間、工事完了後等の期間を除く〕の原則土曜・日曜の現場閉所（以下「現場閉所」という。）の達成状況（平日振替日※を含む）に応じて工事成績の評価を行う。
- ４ 現場閉所の確認のため、受注者は工事履行報告書を提出すること。
- ５ 労務費等の補正については、当初予定価格に４週８休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じている。なお、現場閉所の達成状況が４週８休に満たないものは、請負代金額のうち補正分を、減額変更する。
- ６ 土曜・日曜の休日に受注者の作業員や下請け企業が他の現場で作業に従事することを制限しない。同様に現場代理人等（監理技術者、主任技術者、監理技術者補佐）が休日に書類作成等の内業や他の現場に従事することを制限しない。但し、専任の者である場合、他の現場に従事しないこと。

《現場閉所の達成状況》

現場閉所日数（平日振替日※を含む）を現場稼働中の土曜・日曜の全日数で除し、少数点以下を四捨五入する。

※悪天候や作業工程等の理由により、平日が現場閉所となり、土曜や日曜に作業を行った場合は、１ヶ月あたり２日を上限として、土曜・日曜の現場閉所日を平日に振り替えることを可能とする。

<労務費、機械経費、共通仮設費率、現場管理費率の補正>

（例）

	補正係数	
	４週８休以上達成の場合	
	土日現場閉所	
労務費	※「週休２日制（土日現場閉所及び交替制（月単位））の経費補正における積算要領」に基づき、該当工種の土日現場閉所に係る補正係数を記載する。	
機械経費（賃料）		
共通仮設費率		
現場管理費率		

工 事 履 行 報 告 書

工事名							
工 期	～						
日 付	(月 分)						
月 別	予定工程 % () 内は 工程変更後	実施工程 %	休日数 ^{※1}				備考
			対象数 (A)	土日休日数 (B)	平日休日数 (C) ^{※2}	休日計 (D) ^{※3} =B+C	
計			Σ A			Σ D	
(休日取得率)			Σ D / Σ A = ○○ %				
(記事欄)							

※1 休日数は、現場稼働中〔工事着手（現場測量等）前、一時中止期間、工場製作期間、工事完了後等の期間を除く〕の原則土曜日曜の日数とする。悪天候や作業工程等の理由により、平日が現場閉所となり、土曜や日曜に作業を行った場合は、1 ヶ月あたり 2 日を上限として、土曜・日曜の現場閉所日を平日に振り替えることを可能とする。

※2 (C)は土曜・日曜の振り替え日数を計上することとし、上限は2日とする。

※3 (D)の日数は、(D) ≤ (A) となる。

総 括 監督員		主 任 監督員	現 場 技術員

現 場 代理人	主 任 (監理) 技術者